

平成30年6月4日
長野市上下水道事業経営審議会資料

下水道使用料について

長野市上下水道局



イメージキャラクター
みずなちゃん

ご説明する内容

- 1 本市における下水道使用料の現状
- 2 下水道使用料等の基本的な考え方について

※資料中の数値は、断りがない限り平成29年度の実績値です。

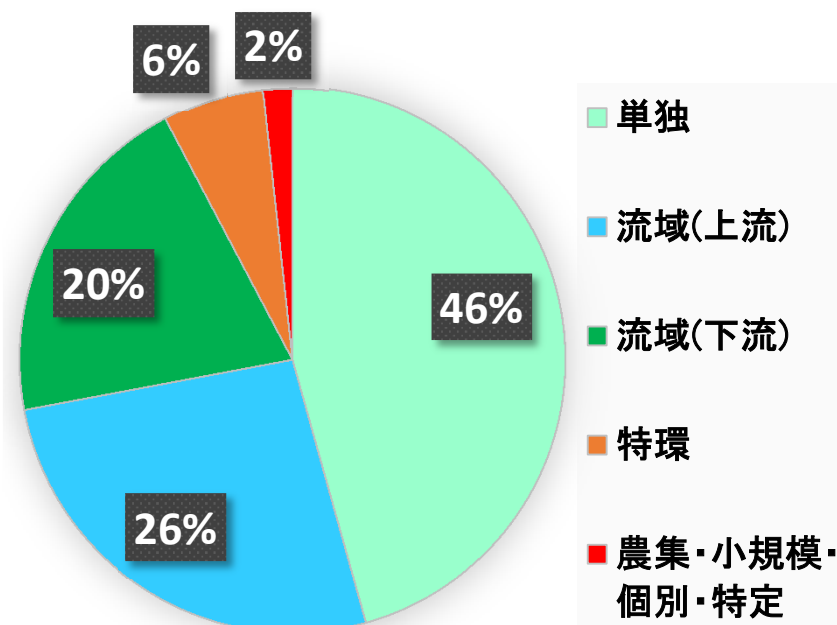
1 本市における 下水道使用料の現状



下水道使用料収入

(単位:千円、税込)

下水道事業の区分		下水道使用料収入
公共下水道	単独公共下水道	3,626,195
	流域関連公共下水道(上流)	2,095,703
	流域関連公共下水道(下流)	1,605,569
	特定環境保全公共下水道	476,093
農業集落排水		107,738
小規模排水		1,501
浄化槽	個別排水	1,923
	特定地域生活排水	26,761
合計		7,941,483



H21.4~

下水道事業の統合を行い使用料を「下水道使用料」に一本化

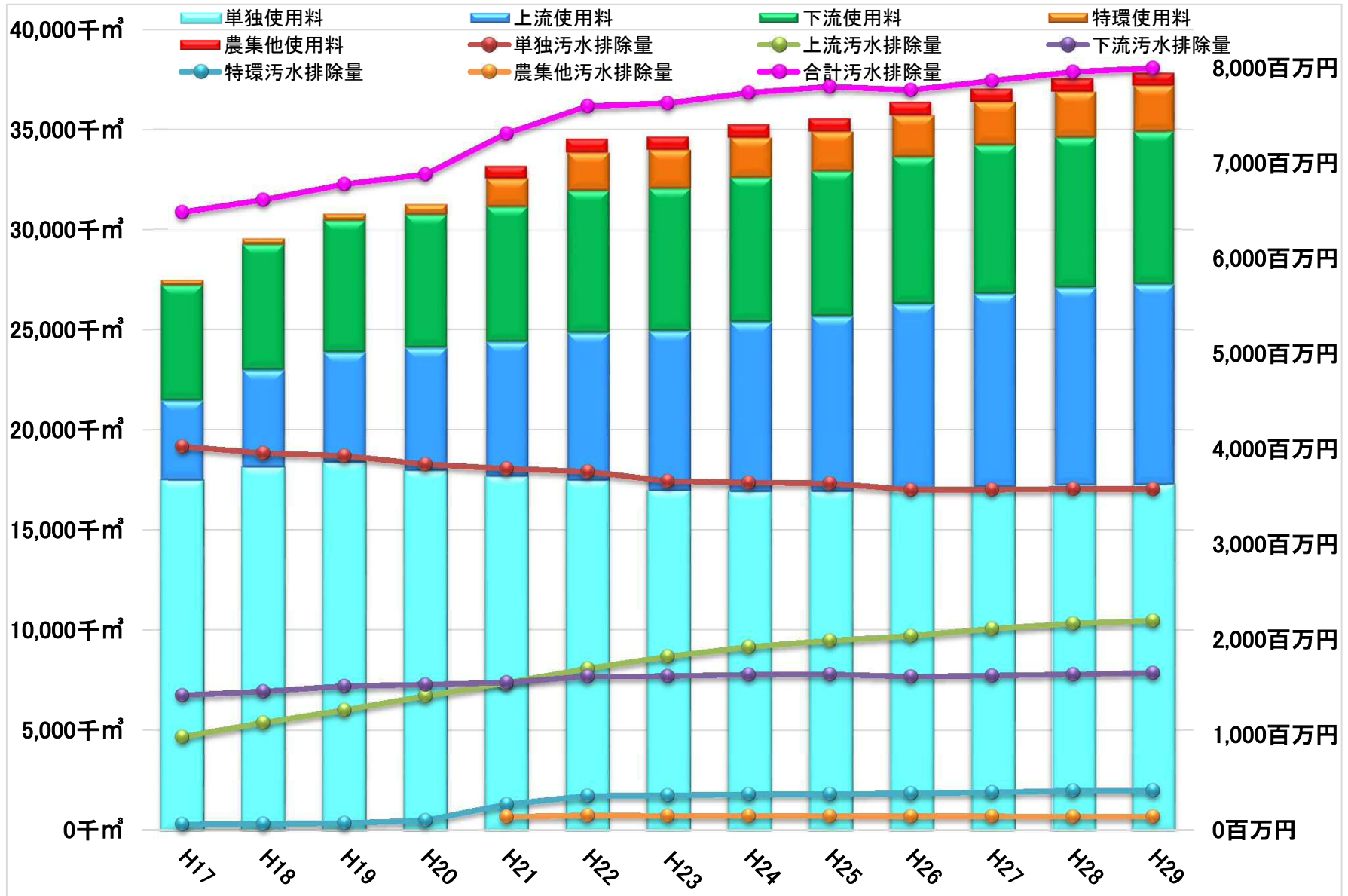
下水道使用料表

- ・平成18年6月1日改定（改定率8.00%）
- ・平成26年4月1日 消費税率5%→8%に伴う改定

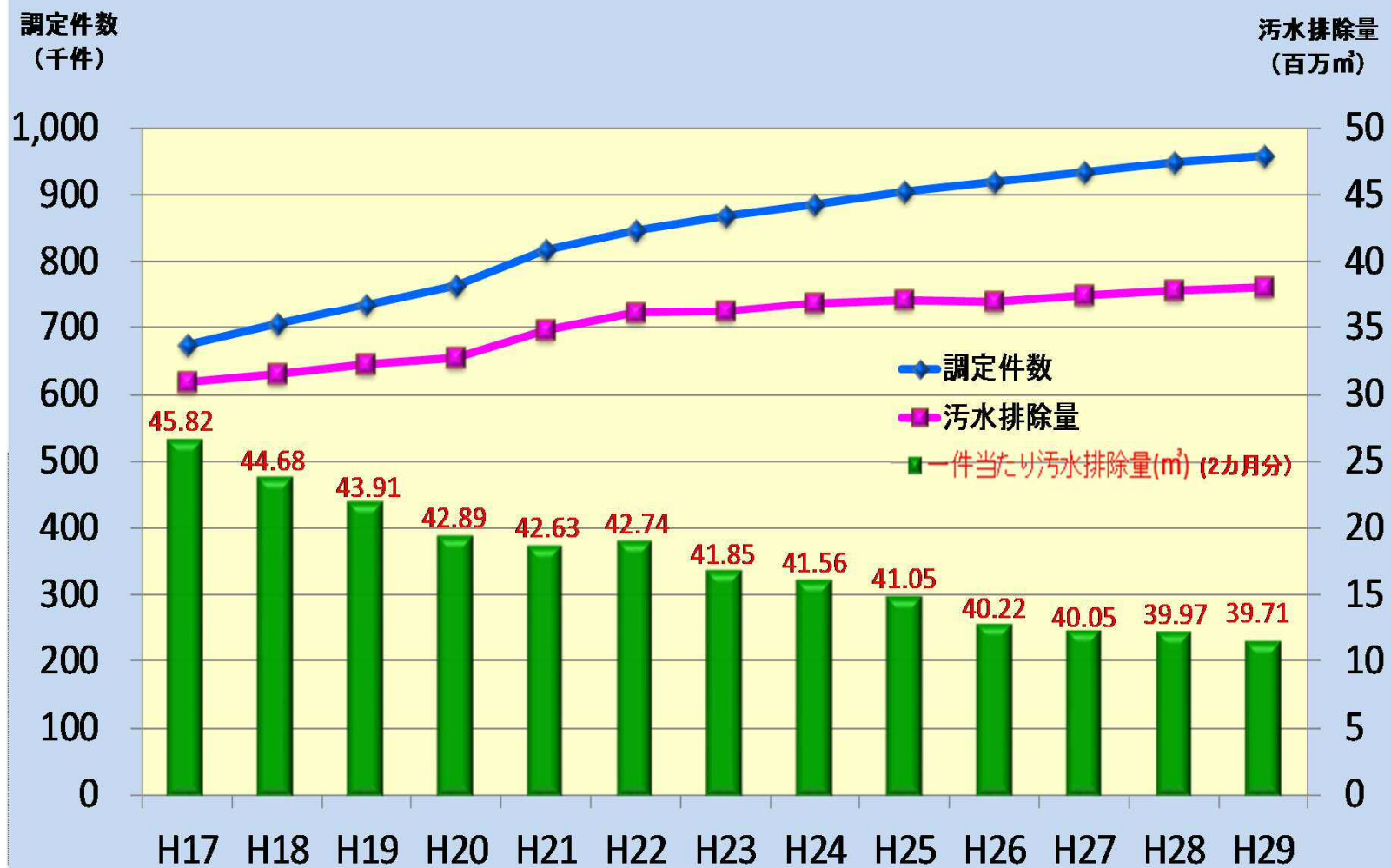
（1か月・税込）

種別	基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)		
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般汚水	8m ³ まで	1,461.24	9 ~ 20	167.4	6段階
			21 ~ 50	191.16	
			51 ~ 100	223.56	
			101 ~ 300	254.88	
			301 ~ 500	282.96	
			501 以上	304.56	
別荘汚水	10m ³ まで	1,796.04	11 ~ 20	167.4	6段階
			21 ~ 50	191.16	
			51 ~ 100	223.56	
			101 ~ 300	254.88	
			301 ~ 500	282.96	
			501 以上	304.56	
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,090.8	9 ~ 1,200	22.68	2段階
			1,201 以上	43.2	

汚水排除量と使用料の推移



1 請求当たり汚水排除量の推移



2 下水道使用料等の基本的な考え方について



公営企業法における 下水道使用料等の基本的な考え方

1 経営の原則

上下水道事業の経営は独立採算制

地方公営企業法第17条の2

第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2 下水道使用料等設定の考え方

使用料等の総額 = 経費の総額

総括原価方式

地方公営企業法第21条

第1項 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

第2項 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

3 下水道使用料等の算定手順

- ① 上下水道料金の算定期間を決定
- ② 財政推計(概ね10年以内の中期経営予測)に基づき、算定期間の経費総額(=算定期間の料金収入総額)を求める。
- ③ 上下水道料金の料金表を決定

4 下水道料金審議のサイクル

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
下水道	黄色			黄色			黄色			黄色				オレンジ	
水道		青			青			青				青			

4年ごとに審議

下水道使用料等の改定状況

下水道使用料	水道料金
	平成7年度 平均 8.62% 引上げ
平成9年度 平均 15.92% 引上げ	
	平成10年度 据え置き
平成12年度 平均 13.88% 引上げ	
	平成13年度 据え置き
平成15年度 平均 7.92% 引上げ	
	平成16年度 据え置き
平成18年度 平均 8.00% 引上げ	
	平成19年度 据え置き
平成21年度 据え置き	
	平成22年度 平均 7.71%引上げ
平成24年度 据え置き	
	平成25年度 平均7.86%引上げ
平成27年度 据え置き	※算定期間は4年
※算定期間は4年	平成29年度 平均5.49%引上げ
	※算定期間は4年

下水道使用料の改定の履歴

(税抜)

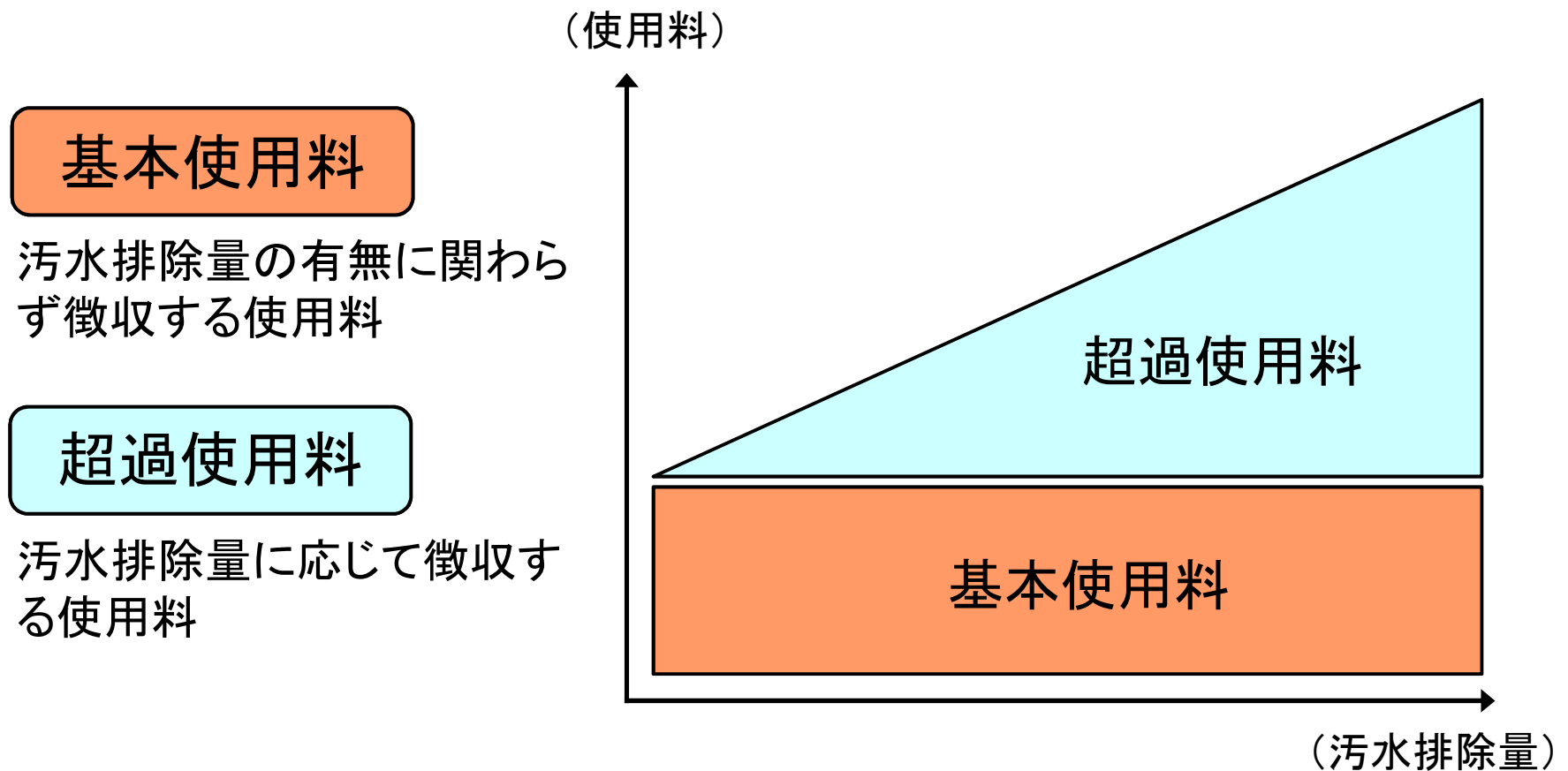
基本使用料及び超過使用料単価		平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日	
一般汚水	基本使用料(円)	1,010	1,170	1,263	1,353	
	超過 水量 (円)	9m ³ から20m ³ まで	110	130	140	155
		21m ³ から50m ³ まで	130	150	162	177
		51m ³ から100m ³ まで	158	178	192	207
		101m ³ から300m ³ まで	185	205	221	236
		301m ³ から500m ³ まで	213	229	247	262
501m ³ 以上	233	247	267	282		

	平成9年4月1日	平成12年6月1日	平成15年6月1日	平成18年6月1日
逡増度	2.12	1.90	1.91	1.82
一般汚水を1月に20m ³ 排除した料金 (同 税込料金)(円)	2,330 (2,446)	2,730 (2,866)	2,943 (3,090)	3,213 (※3,470)

※消費税率8%の金額。他は5%

二部使用料制について

最も一般的な使用料体系が二部使用料制



基本水量制について

基本水量制

一定の範囲内の汚水排除量について、超過使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみの負担とする使用料設定の方法

基本水量制の目的

日常生活の上で最低限必要な汚水排除量を考慮

他の中核市の基本水量設定

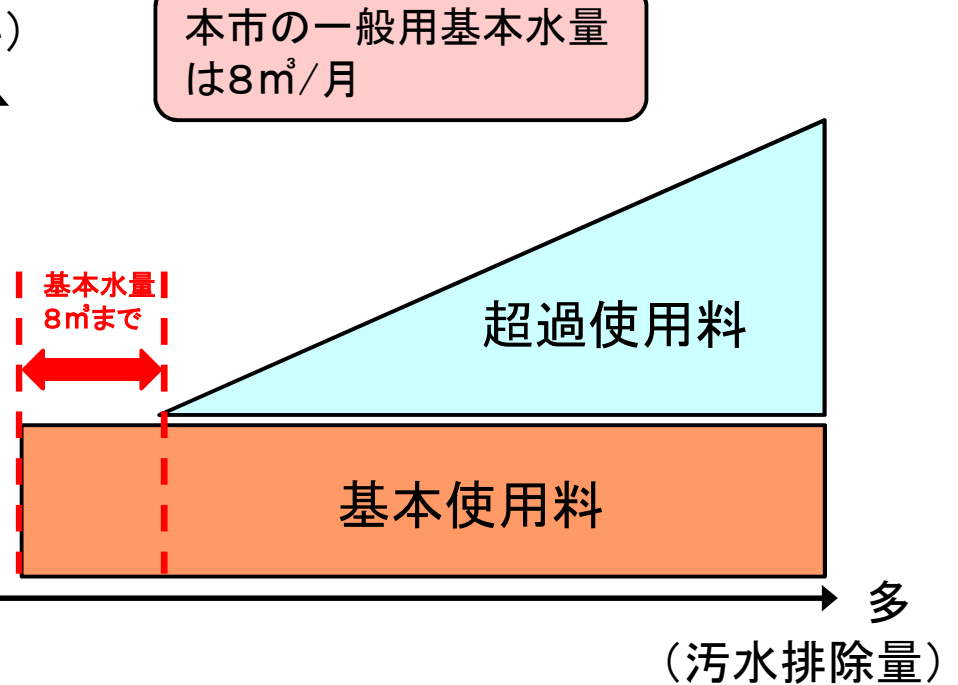
8m ³ 未満	2市
8m ³	8市
10m ³	16市
基本水量制未採用	21市

(使用料)

多

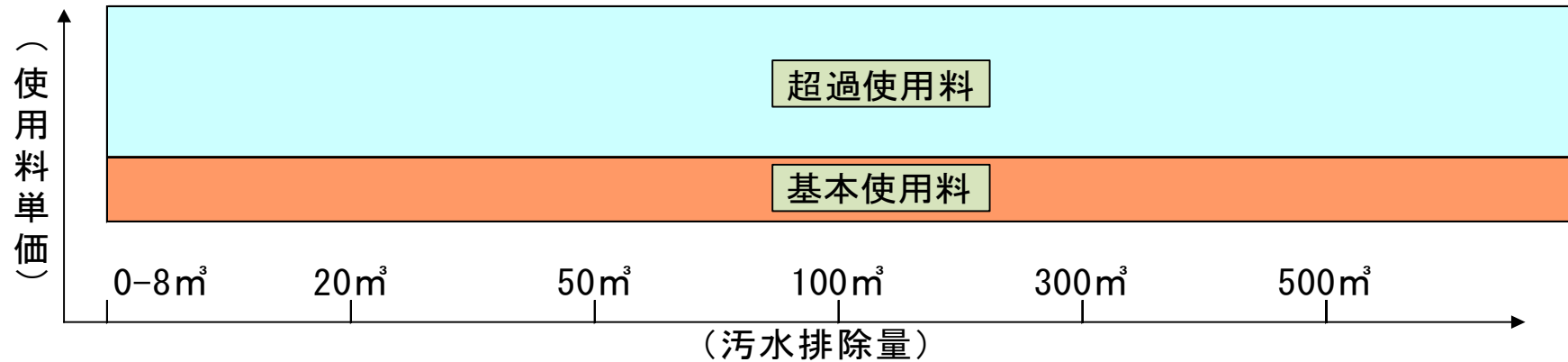
本市の一般用基本水量
は8m³/月

少

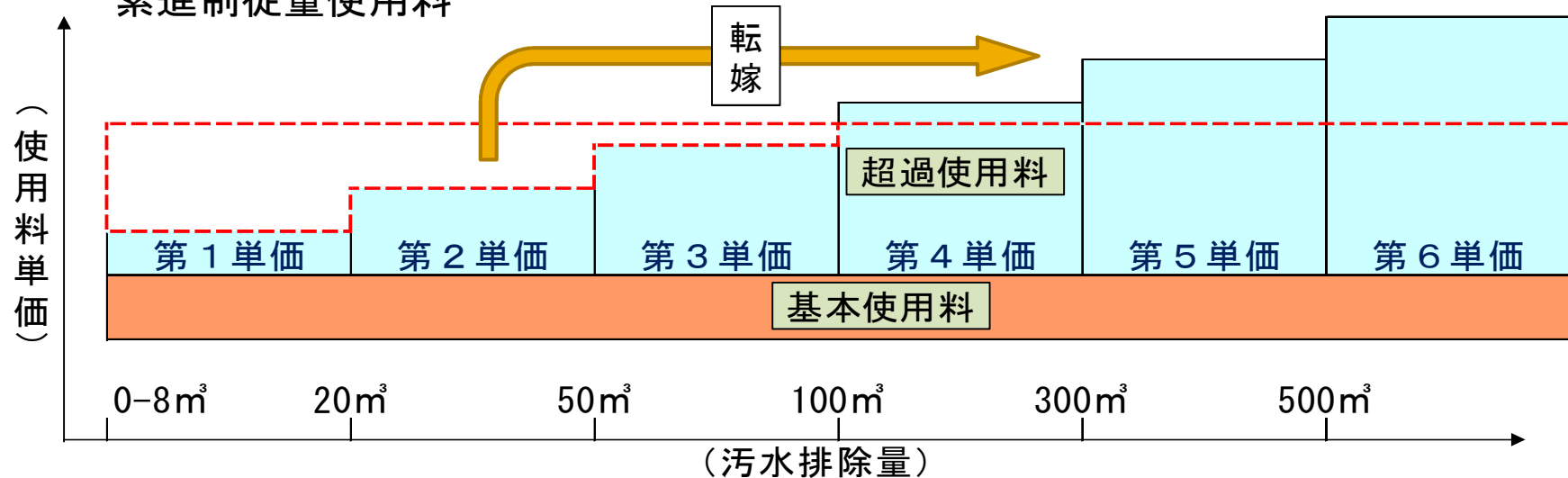


累進使用料制について

均一料金制従量使用料

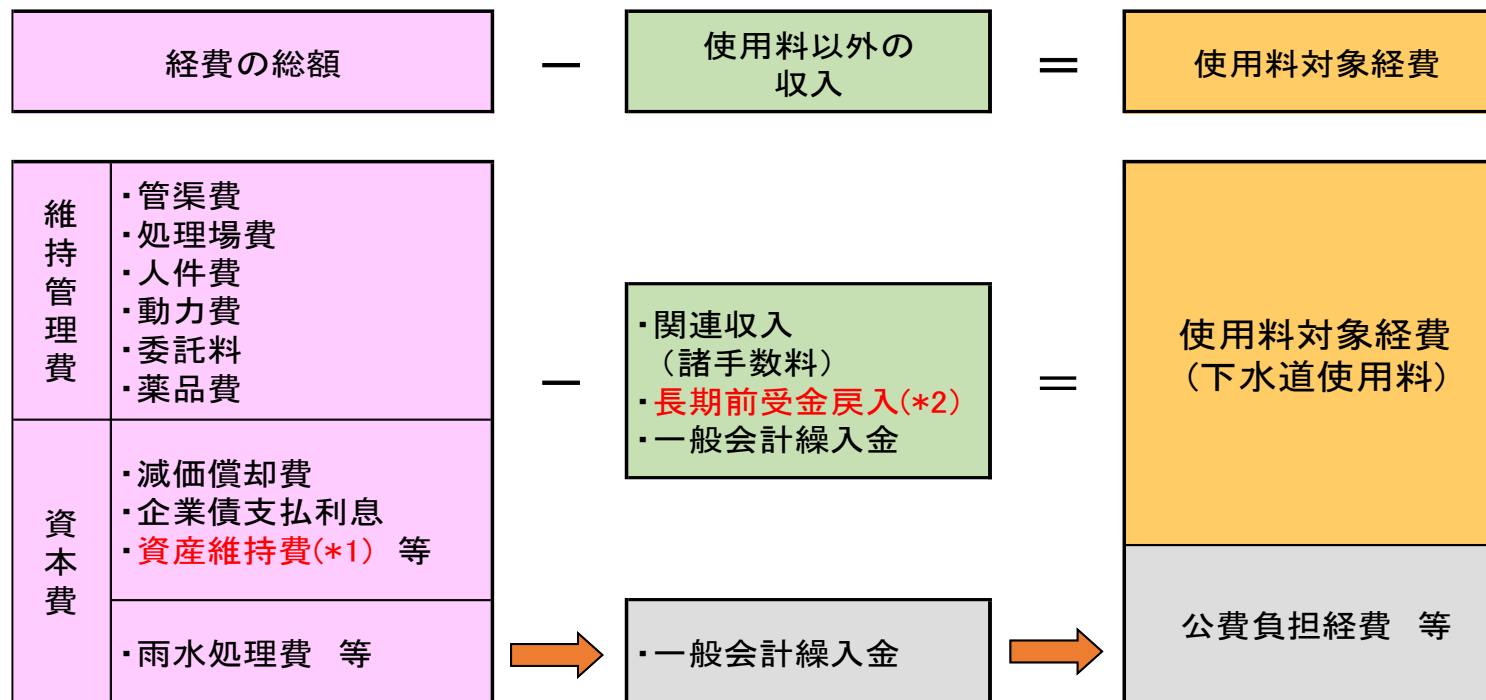


累進制従量使用料



使用料の基本的な考え方

使用料設定の考え方



*1:資産維持費

将来に渡り必要となる施設の更新費用のうち、新設当時と比較し、高機能化・耐震化等による増大分の費用

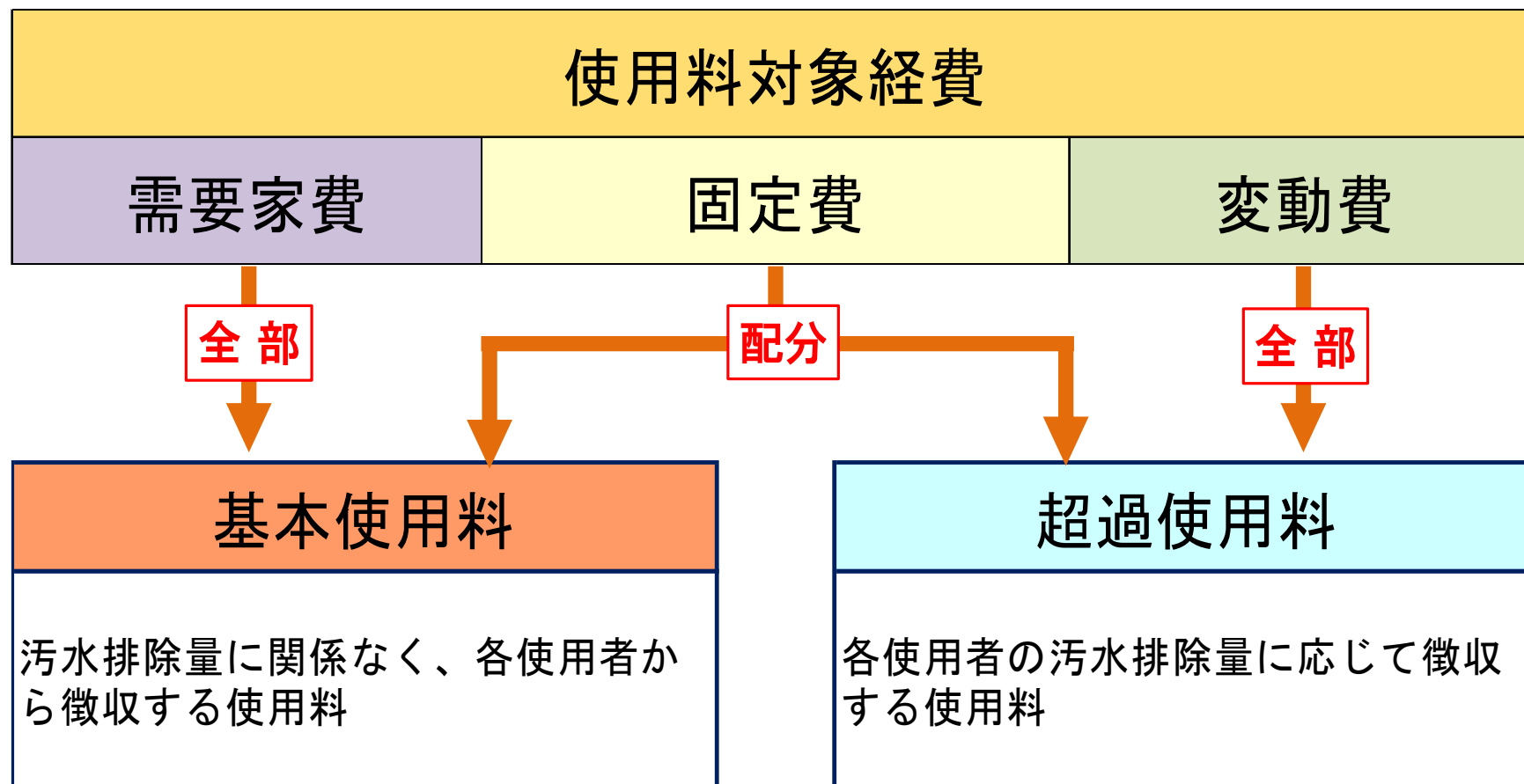
*2:長期前受金戻入

償却資産の取得・改良に伴い交付される補助金等は、「長期前受金」として負債に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化する。この収益化された部分をいう。

使用料体系の設定（使用料対象経費の分解・整理）

需要家費	固定費	変動費
排水量とは関係なく、使用者の存在によって発生する費用	汚水排除量に関係なく、下水道施設を適正に維持していくために固定的に必要な費用	汚水排除量に比例して増加する費用
(具体的な経費)	(具体的な経費)	(具体的な経費)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検針・使用料徴収に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本費 (減価償却費、企業債 支払利息等) ・ 人件費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動力費 ・ 薬品費

使用料体系の設定（使用料対象経費の配分）



基本使用料と超過使用料の構成割合

- 需要家費と固定費は基本使用料で、変動費は超過使用料で回収するのが基本
- しかし、下水道事業は、使用料対象経費に占める固定費の割合が極めて大きいことから、固定費についてはその一部を基本使用料として配賦し、他は超過使用料として配賦するのが妥当
- 基本使用料として配賦する固定費の範囲は、市町村の排水需要の実態、下水道事業の実態等を勘案して定める。

本市の下水道事業を取り巻く環境

- 管路や施設、各設備の老朽化が進み、改築更新や維持管理には多額の費用がかかる。
- 人口減少や節水意識の向上に伴う使用料収入の減少が始まる。
- 国の動向として、「汚水施設の更新は使用料で賄うことを目指すべき」「国費は、未普及の解消と雨水対策に重点化すべき」との指摘があり、国の支援について見直しの動きがある。（財政制度等審議会）

下水道事業経営は、より一層厳しくなる見通し



将来を見据えた適正な使用料のあり方を審議